

Title	『十訓抄』の敬語：補助動詞「侍り・候ふ」
Author(s)	泉, 基博
Citation	語文. 1997, 69, p. 1-12
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68916">https://hdl.handle.net/11094/68916</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 『十訓抄』の敬語

——補助動詞「侍り・候ふ」——

泉 基 博

補助動詞「侍り・候ふ」については、『十訓抄』と出典(『古事談』)との関係から、『十訓抄』の編者の敬語意識について垣間見たが、『十訓抄』全体に於ける補助動詞「侍り・候ふ」については考察がなされていないので、この稿では『十訓抄』全体に於ける補助動詞「侍り・候ふ」について見てみることにする。

動詞・補助動詞の「侍り・候ふ」の交替の様相については、桜井光昭氏が、

『栄花物語』では「侍り」と「さぶらふ」の用例数の比は四・一対一である。『大鏡』においては五・四対一であり、『今昔物語集』にいたって〇・五七対一(または一対一・八)と「さぶらふ」優勢に逆転する。<sup>(2)</sup>と指摘している。

補助動詞「侍り・候ふ」の丁寧語化については、謙讓語「侍り」が丁寧語化への傾斜が急になって来るのは一一世紀後半以降で、一世紀半ばから丁寧語化が活発化して来た「候ふ」と競合すること

になるのだが、より徹底した丁寧語化がなされないまま、「候ふ」に取って代われ、一二世紀になると急速に衰弱し、文語化してゆくことになると指摘されている。<sup>(3)</sup>「侍り」の衰弱と文語化については、桜井光昭氏は、

「侍り」は『紫式部日記』のような例外は別として地の文に用いられないとされているが、『方丈記』『愚管抄』『宇治拾遺物語』など一二世紀初頭のものには地の文の用例がある。これからして、「侍り」は一一五〇年前後に非常に衰勢にあり、一二〇〇年までには話しことばから消えたと考えられる。<sup>(4)</sup>と指摘している。

敬意度については、『今昔物語集』に於ける「侍り」の敬意度はすでに低くなっているが、「候ふ」の敬意度はきわめて高いと指摘されている。<sup>(5)</sup>

聞き手と話し手の関係については、『今昔物語集』に於ける「侍り」には聞き手よりも話し手が上位である例が相当あるが、「候ふ」には聞き手よりも話し手が上位である例はないと指摘されている。<sup>(6)</sup>しかし、『平家物語』になると、「候ふ」に聞き手よりも話し手が

上位である用例があることが指摘されている。以上のことを踏まえて、『十訓抄』全体に於ける補助動詞「侍り・候ふ」の使用状況・敬意度・敬語史的位置等について考察してみようと思う。本文は『校本十訓抄』の宮内庁書陵部蔵本(番号六五四八二)を使用することにする。

## 二

補助動詞「侍り・候ふ」を整理する場合、補助動詞の定義の曖昧さから、動詞として取るべきか補助動詞として取るべきか判断に苦しむ場合が出て来ると思うのである。補助動詞「侍り・候ふ」をどう整理するかということであるが、整理方法の一つとして、阪倉篤義氏の整理方法がある。阪倉氏は「候ふ」について、第①種は動詞、第②種は「(に)あり」と候ふ、「形容詞連用形+候ふ」「て候ふ」、第③種は動詞に下接しているもの、の三種に分類して整理し、「第②・③は一つに纏めて考へるべきかとも思はれる」とある。<sup>(8)</sup>この稿ではこの方法に準拠して整理してゆくことにする。すなわち、阪倉氏の第②種・第③種を補助動詞として整理してゆくことにする。会話文に於ける「侍り・候ふ」は話し手・聞き手で整理することにする。位階・官職等はその人物の最終のもので整理することにする。以上の観点から補助動詞「侍り・候ふ」を整理すると次のようになる。

### ★侍り(地の文)

動詞+「侍り」……第一〇の二一話(1例)

形容詞+「侍り」……第一〇の一五話(1例)

ス(ず)――<sup>(9)</sup>……第一〇の七六話(1例)

二――……第六の二二話(1例)

テ――……第一の五三話(1例)・第七の一話(1例)  
☆侍り(会話文)

動詞+「侍り」……楊梅大納言頭雅卿(源頭雅・権大納言正二位)

↓或女房(第一の四九話) 1例・老タル尼(元は「物ハリ」)↓サルヘキ人々(第三の三話) 2例・イヤシキツカサ人↓邑上天皇(第三の一四話) 1例・恵心、檀那ノ僧都ナト↓性空聖人(第三の一六話) 1例・盛重(從五位上)↓清水大衆(第四の三話) 1例・佐実(藤原佐実・從五位下)↓花園ノオト、(源有仁・左大臣從一位、第四の三話) 1例・博士敦正(伝未詳)↓花園ノオト、(源有仁・左大臣從一位、第四の三話) 1例・清輔朝臣(藤原清輔・正四位下)

↓讚岐三位(藤原季行・非參議從三位)の邸の人々(第四の八話) 1例・或人↓清輔朝臣(藤原清輔・正四位下、第四の八話) 1例・比巴ノ師(ナニカシ)↓讚岐三位(藤原季行・非參議從三位、第四の八話) 1例・後藤内則明(源頼義の郎党)↓白河院(第六の二〇話) 2例・或僧↓老尼(第六の三九話) 1例・深覚僧正↓(宇治殿)藤原頼通・摂政関白太政大臣從一位)の使者(第七の一〇話) 1例・侍從大納言(藤原成通・大納言正二位)↓左衛門佐(女房、第七の一五話) 1例・晴明(阿部晴明・左京権大夫從四位下)↓御堂入道殿(藤原道長・摂政太政大臣從一位、第七の二四話) 1例・九条民部卿頭頼(藤原頭頼・権中納言正二位)↓(ナマ君達へ取り次ぐ)侍(藤原頭頼の家臣、第七の二三話) 3例・ナマ君達↓侍(九条民部卿頭頼(藤原頭頼・権中納言正二位)の家臣、第七の三二話) 2例・大納言行成卿(藤原行成・権大納言正二位)↓実方中將(陸奥守正四位下、第八の一話) 1例・京極大殿(藤原師実・摂政関白太政大臣從一位)↓大御室(師明親王、第九の一話) 1例

・成就院僧正(寛助・大僧正) ↓大御室(師明親王、第九の一話)

1例・六条修理大夫顕季(非参議正三位) ↓タテノ三郎義光(刑部少輔從五位上、第九の二話) 1例・廉承武(伝未詳) ↓邑上帝(第一〇の一八話) 1例・基綱卿(源基綱・權中納言從二位) ↓白河院

(第一〇の六三話) 1例・靈公↓平公(第一〇の六六話) 1例・醍醐ノ大僧正(仁海) ↓顯基中納言(源顯基・權中納言從三位、第一〇の七四話) 1例・中院僧正(定遍) ↓中院入道右府(源雅定・右大臣正二位、第一〇の七五話) 2例

形容詞+「侍り」……博士敦正(伝未詳) ↓花園ノオト、(源有仁・左大臣從一位、第四の三話) 1例・清輔朝臣(藤原清輔・正四位下) ↓比巴ノ師(ナニカシ、第四の八話) 1例・禪師ノ君↓妻(第七の二七話) 1例・九条民部卿顯頼(藤原顯頼・權中納言正二位) ↓(ナマ君達へ取り次ぐ) 侍(藤原顯頼の家臣、第七の三二話) 1例・(成通卿の)メノト↓成通卿(藤原成通・大納言正二位、第一〇の一六話) 1例

レー……長能(生没年未詳) ↓(大納言(藤原公任・權大納言正二位)の)使者(第四の二七話) 1例・中納言右衛門督伊陟卿(源伊陟・中納言正三位) ↓村上天皇(第一〇の一話) 1例  
セー……六条修理大夫顕季(非参議正三位) ↓タテノ三郎義光(刑部少輔從五位上、第九の二話) 1例  
ス(ず)ー……イヤシキツカサ人↓邑上天皇(第三の一四話)  
1例・基綱卿(源基綱・權中納言從二位) ↓白河院(第一〇の六三話) 1例

ニー……蜂(カキノ水干、袴着タル男) ↓余吾大夫(第一の八話) 1例・フルトヒ(コトヤウナル法師) ↓西塔二住セル僧(第一

の九話) 1例・土左判官代道清(源道清) ↓(或宮原の女房の言葉

を伝えた下級の) 女房(第一の五三話) 1例・貧キ僧↓官人(第六の二三話) 1例・ナマ君達↓侍(九条民部卿顯頼(藤原顯頼・權中納言正二位)の家臣、第七の三二話) 1例・九条民部卿顯頼(藤原顯頼・權中納言正二位) ↓(ナマ君達へ取り次ぐ) 侍(藤原顯頼の家臣、第七の三二話) 1例・廉承武(伝未詳) ↓邑上帝(第一〇の一八話) 3例

形容詞+ナンー……或僧↓老尼(第六の三九話) 1例  
ニテー……恵心、檀那ノ僧都ナト↓性空聖人(第三の一六話)  
1例・禪師ノ君↓妻(第七の二七話) 1例・北野ノ右近馬場ノ神↓鳥羽法皇(第一〇の一五話) 1例  
ニヤー……大納言行成卿(藤原行成・權大納言正二位) ↓実方中将(陸奥守正四位下、第八の一話) 1例  
ニコソー……清輔朝臣(藤原清輔・正四位下) ↓讃岐三位(藤原季行・非参議從三位)の邸の人々(第四の八話) 1例  
ニモー……弘光(相撲) ↓帥中納言長実卿(藤原長実・權中納言正三位、第三の一話) 1例・盛重(從五位上) ↓堀河院(第四の三話) 1例・(成通卿の)メノト↓成通卿(藤原成通・大納言正二位、第一〇の一六話) 1例

テー……蜂(カキノ水干、袴着タル男) ↓余吾大夫(第一の八話) 1例・フルトヒ(コトヤウナル法師) ↓西塔二住セル僧(第一の九話) 2例・トネリナリケル翁↓院(陽成院) 司(第一の三七話) 1例・大中臣能宣(伊勢神宮祭主正四位下) ↓頼基(大中臣頼基・伊勢神宮祭主從四位下、第一の三九話) 1例・帥内大臣(藤原伊周・准大臣正二位) ↓御堂入道殿(藤原道長・摂政太政大臣從一位、

第一の四六話) 1例・盛重(從五位上) ↓堀河院(第四の三話) 1例・清輔朝臣(藤原清輔・正四位下) ↓讚岐三位(藤原季行・非參議從三位)の邸の人々(第四の八話) 1例・比巴ノ師(ナニカシ) ↓讚岐三位(藤原季行・非參議從三位)の邸の) 或人(第四の八話) 1例・後江相公(大江朝綱・參議正四位下) ↓博士達(第四の一〇話) 1例・長能(生没年未詳) ↓大納言(藤原公任・權大納言正二位)の使者(第四の一七話) 1例・小尼上↓安養尼上(第六の三八話) 1例・深覺僧正↓宇治殿(藤原賴通・摂政関白太政大臣從一位、第七の一〇話) 1例・(二条三位)經盛(平經盛・參議正三位)の侍↓二条三位經盛(平經盛・參議正三位、第七の三三話) 1例・伊勢武者↓祭主三位輔親(大中臣輔親・非參議正三位、第七の三四話) 2例・(タテノ三郎)義光(刑部少輔從五位上)の隨兵↓(六条修理大夫)顯季(非參議正三位)の家臣(第九の二話) 1例・基綱卿(源基綱・權中納言從二位) ↓白河院(第一〇の六三話) 1例・中院僧正(定遍) ↓中院入道右府(源雅定・右大臣正二位、第一〇の七五話) 1例

テコソ一 ……源三位賴政(非參議從三位) ↓二条三位經盛(平經盛・參議正三位)の侍(第七の三三話) 1例

★ 候ふ(地の文)

動詞+「候ふ」 ……第一〇の七六話(1例)

レ一 ……第七の三三話(1例)

ニテ一 ……第一の一五話(1例)・第四の三話(1例)・第五の一話(1例)・第九の一話(1例)・第九の一〇話(1例)・第一〇の一三話(1例)

テ一 ……第四の一四話(1例)・第七の三五話(1例)・第一〇

の一五話(1例)・第一〇の七三話(1例)  
テ(で) ……第九の二話(1例)

☆ 候ふ(會話文)

動詞・補助動詞+「候ふ」 ……勘解由相公有国卿(藤原有国・參議從二位) ↓御堂ノ入道殿(藤原道長・摂政太政大臣從一位、第一の二五話) 2例・トネリナリケル翁↓院(陽成院) 司(第一の三七話) 4例・或宮原ノ女房(下級の女房を介して) ↓土左判官代道清(源道清、第一の五三話) 1例・右大弁(女房) ↓皇嘉門院(崇徳天皇皇后聖子、第一の六五話) 1例・トノキ人↓女房(第三の五話) 1例・伊遠(相撲) ↓弘光(相撲、第三の一話) 1例・伊遠(相撲) ↓伊成(相撲、第三の一話) 2例・弘光(相撲) ↓伊成(相撲、第三の一話) 2例・大矢右衛門尉致経(平致経・左衛門大尉) ↓丹後守保昌(第三の二二話) 1例・仲正(源仲正) カ郎等 ↓堀河院(第四の三話) 1例・佐実(藤原佐実・從五位下) ↓花園ノオト、(源有仁・左大臣從一位、第四の三話) 1例・武者ノ姿シタル者↓(加茂の) 神(第四の四話) 1例・長能(生没年未詳) ↓(大納言(藤原公任・權大納言正二位)の) 使者(第四の一七話) 1例・(御隨身致季の) 從者 ↓小野皇太后宮(後冷泉天皇皇后歡子、第七の三話) 1例・尼 ↓降禪律師(大僧都、第七の二五話) 1例・オリ鳥帽子キタル男 ↓主ノ住持(第七の二六話) 3例・侍 ↓禪師ノ君(僧侶、第七の二七話) 2例・(伏見修理大夫俊綱朝臣の) 使 ↓伏見修理大夫俊綱朝臣(橘俊綱・修理大夫正四位上、第七の二八話) 1例・伊勢武者 ↓祭主三位輔親(大中臣輔親・非參議正三位、第七の三四話) 2例・(左衛門尉行遠の) 從者 ↓左衛門尉行遠(第七の三五話) 2例・田カリケル童 ↓和泉式部(第七の四六話) 1例・(三条内大臣

に仕えている)人↓三条内大臣(藤原公教・内大臣正二位、第八の二話)<sup>12)</sup> 1例・帥民部卿経信卿(源経信・大納言正二位)↓不定(第一〇の四話) 1例・俊頼(源俊頼・木工権守從四位上)↓経信卿(源経信・大納言正二位、第一〇の五話) 1例・(成通卿の)メノト↓成通卿(藤原成通・大納言正二位、第一〇の一六話) 2例・廉承武(伝未詳)↓邑上帝(第一〇の一八話) 1例・白河院↓堀河院(第一〇の六二話) 1例・季春(郡司)↓藤原基衡(在国司、第一〇の七六話) 2例

形容詞+「候ふ」……或宮原ノ女房(下級の女房を介して)↓土左判官代道清(源道清、第一の五三話) 2例・佐実(藤原佐実・從五位下)↓花園ノオト、(源有仁・左大臣從一位、第四の三話) 1例・オリ烏帽子キタル男↓主ノ住持(第七の二六話) 1例・女房↓小野皇太后宮(後冷泉天皇皇后歡子、第七の三話) 1例・中納言右衛門督伊陟卿(源伊陟・中納言正三位)↓村上天皇(第一〇の一話) 1例

ラレー……長能(生没年未詳)↓(大納言(藤原公任・権大納言正二位)の)使者(第四の一七話) 1例・(宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣從一位)の)家司↓宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣從一位、第七の一〇話) 1例

レー……佐実(藤原佐実・從五位下)↓花園ノオト、(源有仁・左大臣從一位、第四の三話) 1例  
セー……北野ノ右近馬場ノ神↓鳥羽法皇(第一の一五話) 1例  
ス(ず)ー……旅人ノ法師↓主ノ住持(第七の二六話) 1例  
ニー……盛重(從五位上)↓六条右大臣(源頼房・右大臣從一位、第一の五一話) 1例・比巴ノ師(ナニカシ)↓讚岐三位(藤原

季行・非參議從三位、第四の八話) 1例・中納言頭基卿(源頭基・権中納言從三位)↓宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣從一位、第六の一四話) 1例・侍↓禪師ノ君(僧侶、第七の二七話) 2例・伊勢武者↓祭主三位輔親(大中臣輔親・非參議正三位、第七の三四話) 1例<sup>13)</sup>

ヘシ(へし)ー……旅人ノ法師↓主ノ住持(第七の二六話) 1例  
ヘク(へく)モー……良仁(ひじり)↓尾張(女房の名、第一〇の六三話) 1例

ニテー……トネリナリケル翁↓院(陽成院)司(第一の三七話) 1例・齊信卿(藤原齊信・大納言正二位)↓公任卿(藤原公任・権大納言正二位、第一の四〇話) 1例・蔵人↓徳大寺左大臣(藤原実能・左大臣從一位、第一の五〇話) 1例・弘光(相撲)↓帥中納言長実卿(藤原長実・権中納言正三位、第三の一話) 1例・伊遠(相撲)↓伊成(相撲、第三の一話) 1例・大矢右衛門尉致経(平致経・左衛門大尉)↓丹後守保昌(第三の二二話) 1例・博士敦正(伝未詳)↓花園ノオト、(源有仁・左大臣從一位、第四の三話) 1例・比巴ノ師(ナニカシ)↓讚岐三位(藤原季行・非參議從三位、第四の八話) 1例・白河院↓後藤内則明(源頼義の郎党、第六の二〇話) 1例・旅人ノ法師↓主ノ住持(第七の二六話) 2例・オリ烏帽子キタル男↓主ノ住持(第七の二六話) 1例・大納言行成卿(藤原行成・権大納言正二位)↓実方中将(陸奥守正四位下、第八の一話) 1例・基綱卿(源基綱・権中納言從二位)↓白河院(第一〇の六三話) 1例

ニテモー……オリ烏帽子キタル男↓主ノ住持(第七の二六話)

1例・ナマメキタル女房↓神(石清水八幡宮の神、第一〇の一話)

1例

ニカ― …… (左衛門尉行遠の) 従者↓左衛門尉行遠 (第七の三五話) 1例

ニヤ― …… 佐世 (藤原佐世・右大弁從四位下) ↓昭宣公 (藤原

基経・摂政関白太政大臣從一位、第四の一六話) 1例

テ― …… 藏人↓後徳大寺左大臣 (藤原実定・左大臣正二位、第

一の一九話) 1例・勘解由相公有国卿 (藤原有国・参議從二位) ↓

御堂ノ入道殿 (藤原道長・摂政太政大臣從一位、第一の二五話) 2

例・土御門右府 (源師房・右大臣從二位) ↓宇治関白 (藤原頼通・

摂政関白太政大臣從一位、第一の二六話) 1例・近利 (隨身) ↓大

二条殿 (藤原教通・関白太政大臣從一位、第一の五二話) 1例・キ

ナカヨリ上タル兵士↓青侍 (第三の四話) 1例・大矢右衛門尉致経

(平致経・左衛門大尉) ↓丹後守保昌 (第三の一三話) 1例・清輔

朝臣 (藤原清輔・正四位下) ↓比巴ノ師 (ナニカシ、第四の八話)

1例・貧キ僧↓官人 (第六の二三話) 1例・旅人ノ法師↓主ノ住持

(第七の二六話) 2例・オリ烏帽子キタル男↓主ノ住持 (第七の二

六話) 1例・侍↓禪師ノ君 (僧侶、第七の二七話) 1例・(左衛門

尉行遠の) 従者↓左衛門尉行遠 (第七の三五話) 2例・荘官↓朝隆

卿 (藤原朝隆・権中納言正三位、第一〇の三三話) 1例

三

二項の用例を用例数で整理すると、次のようになる。

全用例数

	地の文	会話文	合計
候ふ	13	94	107
侍り	6	80	86

動詞に下接しているもの用例数

	地の文	会話文	合計
候ふ	1	41	42
侍り	1	32	33

\* アラビア数字は用例数を示す。

右記の用例数を見みると、「侍り」の全用例数は八六例であり、「候ふ」の全用例数は一〇七例であり、「候ふ」が優勢であることがわかる。この現象は敬語史の流れと一致するものであるが、『今昔物語集』に於ける「侍り」と「候ふ」の比(〇・五七対一〔または一対一・八〕)、『宇治拾遺物語』に於ける「侍り(七三例)」と「候ふ(一五八例)」の比(〇・四六対一〔または一対二・一六〕)、『総索引』で別途調査したものと『十訓抄』に於ける「侍り」と「候ふ」の比(〇・八〇対一〔または一対一・二四〕)とを比較してみると、『十訓抄』に於ける「侍り」は『今昔物語集』『宇治拾遺物語』に於ける「侍り」より勢力が強いことがわかる。なお、「侍り」「候ふ」が動詞に下接しているものに限定してみても、『十訓抄』の「侍り」と「候ふ」の比は〇・七六対一〔または一対一・二七〕であり、結果は同じである。この現象は、敬語史の流れから見ると、『十訓抄』に於いては割合「侍り」の勢力がまだ残っていることを示していると言える。これはなぜなのであるか。また、どう解すれば良いのであろうか。それにはもう少し細かく「侍り」「候ふ」を考察する必要があると思う。そこで、『十訓抄』の一説話内に於いて併用されている「侍り」と「候ふ」について見てみることにする。『十訓抄』の一説話内に於いて併用されている「侍り」と「候ふ」を整

理すると、次のようになる。

★ 地の文

歎キナカラ国司ノ返事ニ申ケルハ、例ナキ檢注ヲ行ニツキテ、  
季春事ノヤウヲ申ノフルハカリニコソ存候ツレ。カクホトノ狼籍  
出来事、申テアマリアリ。殊ニ恐思給ヘリ。基衡ツユ不知及侍レ  
ハ、早檢見ヲ給テ、季春カ頌ヲ切テ奉ヘキムネ申ケル。(第一〇  
の七六話)

☆ 会話文

候ふ	侍り	
5	1	第一の三七話
3	1	第一の五三話
7	1	第三の一八話
5	6	第四の三話
3	6	第四の八話
2	2	第四の一七話
1	1	第七の一〇話
5	2	第七の二七話
3	2	第七の三四話
1	1	第八の一話
1	1	第一〇の一話
2	2	第一〇の一六話
1	4	第一〇の一八話
2	2	第一〇の六三話
1	1	第一〇の七六話

\* アラビア数字は用例数を示す。

右記の整理したのを見てみると、地の文については用例が少ないので何とも言えないが、会話文では、一説話内に於いて、「侍り」より「候ふ」の方が勢力が強いものが五話(第一の三七話・第一の五三話・第三の一八話・第七の二七話・第七の三四話)、逆に「候ふ」より「侍り」の方が勢力が強いものが三話(第四の三話・第四の八話・第一〇の一八話)あることがわかる。「侍り」より「候ふ」の方が勢力が強いものについては、敬語史の流れから見てもよく理解出来ることであるが、「候ふ」より「侍り」の方が勢力が強いもの

があるということはどう解すれば良いのであろうか。考えられることは、出典に影響されてこのようになったということである。この三話の出典についてであるが、「第四の三話・第四の八話」の二話の出典は現在のところ不明である。「第一〇の一八話」の出典は『古事談』であるので、『十訓抄』の本文と比較してみることにする。用例は「廉承武(伝未詳) ↓ 邑上帝」である。

☆ 『古事談』

大唐琵琶博士廉承武<sup>A</sup>二候。只今此虚ヲ罷通事候ツルガ。御琵琶ノ撥オトノイミジサニ所ニ参入也。(中略)云々。

是ハ廉承武之琵琶<sup>C</sup>二候。貞敏ニ二給候之内二候ト申ケリ。

☆ 『十訓抄』

「大唐ノ琵琶ノ博士、アサナ劉次郎廉承武<sup>a</sup>二侍。只今此空ヲスキ侍ツルカ、御比巴ノ撥音ノイミジサニ参ル所也。(中略)」ト申。

「是ハ廉承武カ琵琶<sup>c</sup>二侍。貞敏ニツタヒ候シ秘事ノ内二侍」ト申ケリ。

右記の『古事談』と『十訓抄』の傍線部を見てみると、『古事談』の傍線部B「候(動詞)」を、『十訓抄』では傍線部b「侍(補助動詞)」に変えているが、『古事談』の傍線部A B C Eの「候ふ」を、『十訓抄』では傍線部a b c eのように「侍り」に改変していることがわかる。これは完全に『十訓抄』の編者の意識によってなされたものであると言える。『十訓抄』の編者は、敬語史の流れに反して、『古事談』の「候ふ」を「侍り」になぜ改変したのであろうか。このことについては、『十訓抄』には王朝時代の説話が数多く取り入れられていることから、『十訓抄』の編者の王朝時代に対する回顧的な意識の強さによるものであると解したい。『十訓抄』に於いて



は割合「侍り」の勢力がまだ残っていることについても同様に解したい。なお、『宇治拾遺物語』に於いて『今昔物語集』の「候ふ」を「侍り」に改変していることについては、『宇治拾遺物語』の成立時よりかなり古臭い説話であることを示すためとみられる」と指摘されている。<sup>(17)</sup>

四

次に「侍り」と「候ふ」の敬意度について見てみることにする。話し手と聞き手についてであるが、次のように枠組みを設定しておくことにする。

- I 天皇・皇族・摂政・関白
- I' 外国の王
- II 大臣・大納言・中納言・参議・右大弁・僧侶(僧正)
- III 国司以下(五位以下の殿上人も含む)・僧侶(僧都)
- IV 女房
- V 地位不明の者
- VI 不定
- VII 外国人
- VIII 仏神

右記の枠組みで、会話文に於ける話し手と聞き手について、二項の用例を整理すると次のようになる。

☆

〈表1〉侍り

聞き手										話し手
VIII	VII	VI	V	IV	III	II	I'	I		
								1		I
							1			I'
			11	2	2	8			8	II
			3			1			2	III
										IV
			20	1		10		5		V
										VI
								4		VII
								1		VIII
			34	3	2	19	1	21		合計

☆

〈表2〉候ふ

聞き手										話し手
VIII	VII	VI	V	IV	III	II	I'	I		
			1					1		I
										I'
		1	1			3		9		II
					5	6				III
1			3					2		IV
1			29	2	6	12		9		V
										VI
								1		VII
								1		VIII
2		1	34	2	11	21		23		合計

\* アラビア数字は用例数を示す。

\* 「侍り」の全用例数は八〇例、「候ふ」の全用例数は九四例。

右記の〈表1〉〈表2〉の聞き手に対する用例数を見て見ると、「侍り」はIに二一例、IIに一九例使用され、「候ふ」はIに二三例、IIに二一例使用されていることがわかる。それぞれの全用例数に対する比率は、「侍り」はIが二六・三％で、IIが二三・八％で、「候ふ」はIが二四・五％で、IIが二二・三％であるので、ここでは「侍り」と「候ふ」の敬意の差については何とも言えない。〈表1〉〈表2〉の用例数を見て目につくことは、II↓V、V↓V、V↓Vについてである。「侍り」はII↓Vに二一例、V↓Vに二〇例あり、「候ふ」はV↓Vに二九例もあるということである。このようにVに関する用例が多いということは、Vの枠組みが粗かったことが原因の一つと考えられるので、説話内に於いて話し手と聞き手との関係を検討する必要があると思う。そこで、説話内に於いて話し手と聞き手との関係を検討し、話し手と聞き手との関係が判明したものを示すと次のようになる。

● 話し手下位

侍り……II↓V 一例・V↓V 三例

候ふ……V↓V 三例

● 話し手上位

侍り……II↓V 六例・V↓V 三例

右記の用例数を〈表1〉〈表2〉から除くと、「侍り」はII↓Vが四例、V↓Vが一四例となり、「候ふ」はV↓Vが二六例となる。ここで注目しなければならないことは、V↓Vであろう。V↓Vは話し手と聞き手との関係が対等・同等あるいはそれに近い関係にあるものであるからである。「侍り」はV↓Vが一四例（全用例数八〇に対する比率は一七・五％）であるのに対して、「候ふ」はV↓

Vが二六例（全用例数九四に対する比率は二七・七％）もあるということとは、「候ふ」より「侍り」の方が敬意が高いと言える。しかし、気掛かりなことがあるのは、右記の説話内に於いて話し手と聞き手との関係が判明したものの内、話し手上位が「侍り」（II↓V）に六例もあるということである。この六例を含めて、『十訓抄』の会話文に於ける聞き手より話し手が上位である用例について検討する必要があると思う。

そこで会話文に於いて聞き手より話し手が上位である用例を二項から整理すると次のようになる。

☆ 「侍り」

大中能宜（伊勢神宮祭主正四位下）↓頼基（大中臣頼基・伊勢神宮祭主従四位下、第一の三九話）1例・深覚僧正↓（宇治殿〈藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位〉の）使者（第七の一〇話）1例・九条民部卿頼頼（藤原頼頼・権中納言正二位）↓（ナマ君達へ取り次ぐ）侍（藤原頼頼の家臣、第七の三二話）5例・ナマ君達↓侍（九条民部卿頼頼〈藤原頼頼・権中納言正三位〉の家臣、第七の三二話）3例・大納言行成卿（藤原行成・権大納言正二位）↓実方中将（陸奥守正四位下、第八の一話）2例・六条修理大夫顕季（非参議正三位）↓タテノ三郎義光（刑部少輔従五位上、第九の二話）2例

☆ 候ふ

齊信卿（藤原齊信・大納言正二位）↓公任卿（藤原公任・権大納言正二位、第一の四〇話）1例・白河院↓後藤内則明（源頼義の郎党、第六の二〇話）1例・大納言行成卿（藤原行成・権大納言正二位）↓実方中将（陸奥守正四位下、第八の一話）1例

右記の内、「侍り・候ふ」の「大納言行成卿（藤原行成・権大納言正二位）↓実方中将（陸奥守正四位下）」、「候ふ」の「斉信卿（藤原斉信・大納言正二位）↓公任卿（藤原公任・権大納言正二位）」については、聞き手より話し手が上位であるとは言えないことが判明している<sup>18</sup>ので、その他の用例について検討してみることにする。

「侍り」の「大中臣能宣（伊勢神宮祭主正四位下）↓頼基（大中臣頼基・伊勢神宮祭主從四位下、第一の三九話）」については、頼基と能宣とは父子であるので、聞き手より話し手が上位であるとは言えない。なお、この箇所は出典である『清輔袋草紙』（巻四）<sup>19</sup>には「候」とあるので、この箇所は「十訓抄」の編者の改変である。

「侍り」の「深覚僧正↓（宇治殿（藤原頼通・摂政関白太政大臣從一位）の「使者」については、現実の聞き手は使者であるが、深覚僧正の意識としての聞き手は宇治殿であるので、聞き手より話し手が上位であるとは言えない。なお、この箇所は出典である『古事談』には「侍」とある。

「侍り」の「九条民部卿頼頼（藤原頼頼・権中納言正二位）↓（ナマ君達へ取り次ぐ）侍（藤原頼頼の家臣、第七の三二話）」は、頼頼が侍を通じてナマ君達に言ったもので、現実の聞き手は侍であるが、頼頼の意識としての聞き手はナマ君達である。ナマ君達の身分・官職等は不明であるが、説話内容から、年老いて近衛府の役人を望んでいる者（この事件の後近衛少将になる）であり、あまり身分は高くないと言える。この例は聞き手より話し手が上位であると言える。なお、この説話の出典は現在のところ不明である。

「侍り」の「ナマ君達↓侍（九条民部卿頼頼（藤原頼頼・権中納言正二位）の家臣、第七の三二話）」は、表面上はナマ君達には自

分の発話内容を頼頼に伝えてくれという意識はなく、聞き手より話し手が上位であると取れるが、うがった見方をすれば、説話内容からは、ナマ君達には自分の発話内容を頼頼に伝えてくれるであろうという意識があったとも考えられるものであり、この例についてははっきりと聞き手より話し手が上位であると言い切れないところがある。

「侍り」の「六条修理大夫頼季（非参議正三位）↓タテノ三郎義光（刑部少輔從五位上、第九の二話）」は、説話内容から考えるとこの例は聞き手より話し手が上位であると言える。なお、この説話の出典は「古事談」であるが、この箇所は出典と直接には関係がないので、この箇所は「十訓抄」の編者の敬語意識によるものと考えられる。

「候ふ」の「白河院↓後藤内則明（源頼義の郎党、第六の二〇話）」は、聞き手より話し手が上位であると言える。なお、この箇所は出典である「古事談」には「候へ」とある。

このように見ると、聞き手より話し手が上位である用例は、「侍り」に七例、「候ふ」に一例あることがわかる。このことは、「侍り」が「候ふ」より敬意度が低いことを示しているように見えるが、「侍り」の九条民部卿頼頼（藤原頼頼・権中納言正二位）↓（ナマ君達へ取り次ぐ）侍（藤原頼頼の家臣、第七の三二話）（五例）については、頼頼が侍を通じてナマ君達に言った発話の中で、頼頼がナマ君達に、「承る」を一例、「聞こゆ（動詞・謙讓）」を二例、「奉る（補助動詞）」を一例使用していることから、「侍り」の敬意度はある程度高いものと考えられる。また、「侍り」の「六条修理大夫頼季（非参議正三位）↓タテノ三郎義光（刑部少輔

従五位上、第九の二話」(二例)についても、顕季が発話の中で義光に、「申す(動詞)」を三例、「給ふ(補助動詞・下二段)」を一例、聞こゆ(動詞・謙讓)」を一例使用していることから、「侍り」の敬意度はある程度高いものと考えられる。これに対して、「候ふ」の「白河院→後藤内則明(源頼義の郎党、第六の二〇話)」「(二例)は話し手と聞き手との身分差が非常に大きいことから、この「候ふ」の敬意度はあまり高いものではないと考えられる。このように見てくると、「侍り」が「候ふ」より敬意度が高いと考えて良いと思う。また、「第六の二〇話」で白河院が後藤内則明に戦の話をさせた時に、後藤内則明が白河院に「故頼義・<sup>朝</sup>臣ノ、鎮守府ヲタチテ秋田城へ侍シ時、ウス雪フリ侍シニ、軍ノオトコトモ」と「侍り」を二例使用していることも、「侍り」が「候ふ」より敬意度が高いという傍証になると思う。なお、この箇所は出典である『古事談』では二例とも「侍」とある。『今昔物語集』に於いては、「侍り」には聞き手より話し手が上位である用例が相当あるが、「候ふ」には聞き手より話し手が上位である用例はないと指摘されていること、また「侍り」の敬意度は低く、「候ふ」の敬意度は非常に高いと指摘されていることを考え合わせると、『十訓抄』に於ける「候ふ」は、『今昔物語集』に於ける「候ふ」より敬意度が落ちていると言える。

#### まとめ

以上、述べてきたところを箇条書きにまとめると、次のようになる。

- 一、『今昔物語集』『宇治拾遺物語』より「侍り」の勢力が強い。これは、編者の王朝時代に対する回顧的な意識の強さによるもの。

のであろう。

- 一、編者には「侍り」が「候ふ」より敬意度が高いという意識があった。

一、「候ふ」は『今昔物語集』より敬意度が落ちている。

#### 注

- (1) 拙稿『十訓抄』に於ける敬語意識」(『国語語彙史の研究』三) 昭和五八年三月
- (2) 「近代の敬語Ⅰ〈丁寧語〉(「アル」の意の丁寧語)」(『敬語史』(『講座国語史』5) 昭和四六年一月)
- (3) 森野宗明「丁寧語「候ふ」の発達過程について」中古・院政期初頭における状況」(『国語学』六八集) 昭和四二年三月・同「古代の敬語Ⅱ〈丁寧表現〉被支配待遇表現——「はべり」「さぶらふ」」(『敬語史』(『講座国語史』5) 昭和四六年一月)
- (4) (2)に同じ。
- (5) 桜井光昭「今昔物語集の語法の研究」昭和四一年三月・同「近代の敬語Ⅰ〈丁寧語〉(「アル」の意の丁寧語)」(『敬語史』(『講座国語史』5) 昭和四六年一月)
- (6) (2)に同じ。
- (7) 西田直敏「平家物語の文体論的研究」昭和五三年一月・初出は「平家物語の「候ふ」」(『国語と国文学』昭和四三年一月)
- (8) 「夜の寝覚」の文章」(『国語と国文学』昭和三九年一〇月)
- (9) 「ス(ず)」の「」は「侍り」であることを示す。以下同じ表記方法を取ることにする。
- (10) 「○→△」は、○が話し手で、△が聞き手であることを示す。
- (11) 二例の内一例は吉田幸一博士蔵本(片仮名本)に拠る。
- (12) 吉田幸一博士蔵本(片仮名本)に拠る。
- (13) (12)に同じ。
- (14) (2)に同じ。
- (15) 吉田幸一博士蔵本(片仮名本)には「頸」とある。
- (16) 『新訂増補国史大系』(第一八巻) 昭和四〇年一月)に拠る。以

下同じくする。

- (17) 佐藤武義「国語史からみた『宇治拾遺物語』の『侍り』と『候ふ』」  
（『国語と国文学』昭和四年一月）
- (18) (1) に同じ。
- (19) 『続群書類従（第一六輯下）』（昭和三年四月）に拠る。
- (20) (2) に同じ。
- (21) (5) に同じ。

—— 甲南女子大学教授 ——